

福岡縣祖登第四〇號（杉谷上二尺層）



福岡縣

租鑛權登録第460號

所在地 福岡縣嘉穗郡稻葉町

面積 2364ア-1ル

特定
鉱床 杉谷上二尺層

登録年月日 昭和30年8月25日

存続期間 自 昭和30年8月25日
至 昭和34年3月31日

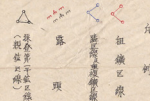
申請年月日 昭和30年3月20日 申請

許可証寫

申請關係書類
及圖面在中

四函完全

總尺五寸分一



第一圖

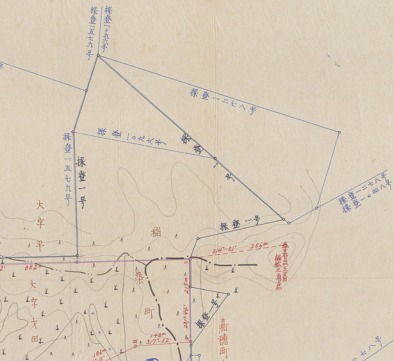


端人五十分之一

[illegible]

瓦	銅	
	壓青炭	
	楠石	
	世煙炭	
	炭箕炭	炭
	砂	船
	栗	船
	砂	炭





租 鉞 叔



租 鈺 权 設 定 申 請 認 可 通 知

福建出 30 年第 34 號 昭和 30 年 3 月 22 日 申 議

福岡縣嘉穂郡稻葉町地内

全縣探採權查錄簿/石炭探採權區12村有3石炭
祖籍已設定申請

祖籍权設定申請

存續期間 昭和34年3月31日迄

租地權者 仁治34年 共同石炭鉱業株式會社

日鉄鉱業株式会社

上記申請は別紙の図面の区域について認可したから通知する。

右登錄

順昭昭和 33 年 8 月 15 日

昭和國皇祖銘權登錄第四六。号
昭和尚珍年八月落土日登錄
順位番号
九番

樞岡通商産業局長事務代理

龍溪都長馬楊濟文



[illegible]

第一回

石炭
 面積貳千參百六拾四了九
 大字牛 暖 鹿北 出林
 全 縣 全 郡 嘉穗町
 平
 稻阿縣 嘉穗郡 稻葉町
 組 鑄 區 區域圖 續又五十分一
 課繪 一 伊豫鐵道

山

東京都中央區銀座七丁目三番地 宅
組織概要
入交 大藏
石代 天祐
酒田 壽子 櫻井 壽美野 金平 牛根 五子 三美太
右代 理人
明石 辰助
東京都大田区大田二丁目六番地 宅
組織概要
日 秋 藤 泰次 會社
杉田 忠太郎
酒田 昭夫 柳井 健太郎 村 祝園 六六番地
日 秋 藤 泰次 會社 二樓 松島 秀
右代 理人
吉田 三美

凶西完全




[illegible]

福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭鑛
業株式會社

日吉鑛業所

電話——稻築
限一四一〇番



租 賃 権 設 定 契 約 書

日鉄鉱業株式会社二級鉱業所長吉田正興（以下単に甲という。）と、大同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入太誠（以下単に乙と云う。）との間において、甲所有鉱区内における乙の租賃権の設定に關し次の通り契約する。

第1条 甲はその所有に係る鉱区内の一部に対し、乙が鉱業法第4条の租賃権を次の通り設定することを承諾する。

- 1 鉱区所在地 福岡県添田郡添田町、大瀬町並びに山田町地内
- 2 鉱区の登録番号 福岡県採掘権登録第1号
- 3 設定面積及び面積 添田町面表示の第8号鉱区中の砂谷上二尺層 23667-アル
- 4 存続期間 設定登録の日から昭和36年3月末日まで
- 5 設定可採炭量 35030モ

第2条 前条第3号の設定可採炭量に係る租賃料並びにその支払の時期及方法については次の通りとする

- 1 租 賃 料 甲の日本国有鉄道新炭価格及び租賃区における石炭の品位を基準としたその時の販売価格の / 相当額とする。

- 2 支払の時期及び方法 設定登録の日の属する月から租賃権存続期間満了の月までの月賦を以て租賃料金額を隔した額を翌月5日までに分割して支払う

こと。

第3条 乙は本件租賃区の採掘に關し、予め給炭案を甲に提示し、その承諾を得るものとする。

之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租賃区の採掘により甲の現在及び将来の事業に何らの支障を来さぬよう操業上最善の処置を講じなければならない。

前項の処置に關する甲の指示に對しては、乙は自己の負担において誠実に之に従わなければならない。

第5条 甲は必要により、何時でも本件租賃区における乙の施業につき調査することができる。

この場合乙は調査を以て便宜を供与し、正当な理由なくして之を拒むことはできない。

第6条 租賃権設定期間中は勿論、租賃権消滅後とも災害発生の場合は、乙は事故でその賠償の義務を負うものとする。

但し甲の責に帰すべき災害の賠償についてはこの限りでない。

第7条 乙はこの契約に基く権利義務を第三者に譲渡若しくはその他一切の権利の目的としてはならない。

第8条 この契約の履行に要する法令上の諸手続はすべて乙において行い、所要経費はすべて乙の負担とする。

乙は前項の手続完了の際には、遅滞なく関係書類添附の上甲に届出るものとする。

第9条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不
履行為があつた時は、甲は何時でもこの契約を解除
することができる。

この場合甲が損害を蒙つた時は甲は乙に損害賠償を
請求することができる。

前項の解除後においても、乙はなお第4条の責を
免れることはできない。

第10条 所轄官庁の認可に際し、条件が附された場合
又は修正命令により設定面積が多少変更された場合
は、この契約の面数部分は自動的に修正されたもの
とする。

第11条 この契約について甲の減価償却若しくは所轄
官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消處
分その他により設定が消滅した場合は、この契約は
無効とする。

第12条 この契約に関し異議又は規定のない事項若し
しくは協定の履行を困難ならしめる事象の発生した時
は、この契約の趣旨に従い、甲乙誠意を以て協議し
その解決に当るものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成、その1通
は所轄官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙各
自1通宛を保有しその誠實な履行を確約する。

昭和29年11月7日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

甲

所長 吉田正興

共同石炭鉱業株式会社

乙

代表取締役社長 入交太蔵





覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正興（以下単に甲と云う。）と、共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和二十五年五月九日附租賦権設定契約（以下単に第1契約と云う。）及び昭和二十九年一月一日附同一契約（以下単に第2契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第1条 甲は、第1契約附帯の昭和二十五年五月九日附覚書第1項において、乙の租賦権第10号租賦区のうち實際の施業区域をその添附図面表示の通り制限し、乙はこれに異議なく同意したところであるが、この覚書締結の日以前、この覚書添附図面表示の炭層については、表示の通りその一部を解除する。

前項に伴い前記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添附図面表示以外の炭層についてはなお前記覚書は有効に存続するものとする。

第1項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名	可採炭量 ^噸
杉谷 下二尺層	23050
炭層 五尺層	0

第2条 第1契約による甲の租賦権設定承諾炭層のうち竹藪炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみのところ、上層が本層に附加登録せられ乙の租賦権に帰属して居ることが判明したが、甲は諸般の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に伴う竹藪上層の採掘面積及び可採炭量は次の通りとする。

採掘面積	5533アール（170800坪）
可採炭量	12032噸

第3条 甲は前2条による乙の採行区域の増大の外に第2契約により杉谷上二尺層についても租賦権設定を承諾したところであるが、この契約については所轄官庁に対する設定手続並びに従来の甲乙間の租賦権に関する前契約に規定された事項との調整その他契約技術上の便宜を考慮し規定したことは甲乙双方の認めるところであり、甲乙両当事者間においては第2契約中一部を次の通り夫々脱替え、相互にこれに拘束されることを確認する。

1 第1条第4号中「設定登録の日」を「この契約の日」に。

2 第2条を「削除」に。

3 第4条全文を次の通りに。

第4条 本件租賦区の採掘による炭業被害その



他の事故については、甲乙間の昭和36年5月
9日附契約第2条の規定を準用する。

第4条 甲及び乙は前3条による乙の増加可採炭量を
7,000屯に協定する。

前項の炭量に係る租鉱料並びにその支払の時期及
び方法については甲乙間の昭和37年4月1日附租
鉱料に関する覚書第1条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の附契約のうち租鉱料に関する
条項につきその一部を次の通り改正する。

(1)昭和36年11月23日附租鉱料存続期間延長に
関する契約書第2条を「第2条 削除」に改める

(2)昭和37年4月1日附租鉱料に関する覚書第1条
第2項として次の通り加える。

昭和36年1月分以降の租鉱料については、前
項中「240屯」、「560屯」及び「700屯」
とあるを、1月分は「300屯」、「700屯」
及び「500屯」に、2月分及び3月分は「450屯」
「1050屯」及び「0屯」に夫々置替える。

(3)前号の覚書第2条中「17,6569屯」とあるを
「24,2569屯」に改める。

上記協定の証として本書2通を作成、甲乙各自1通
宛を保有しその誠実な履行を誓約する。

昭和39年12月17日

日鉄鉱業株式会社二階鉱業所

甲 所 長 吉 田 正 実

共同石炭鉱業株式会社

乙 代表取締役社長 入 交 太 朗

郵便はがき

〒

市

町

番地

殿

福岡通商産業局

(福岡市東区) 福岡市東区伊勢町一丁目
電話番号 5231-5236番

受付通知

福岡県喜望峯町管内

福岡県経産部第 / 号
採銅地区に対する採銅権設定通知

面積 2,364 坪

採銅権者 大田石炭金(株)

採銅権者 大田石炭金(株)

上記採銅権設定額は 昭和 22 年 7 月 22 日

郵送出 30 年第 34 号にて受付けたこと

通知する

昭和 30. 4. 14 日

福岡県商産部 鑑山部長

注意

この通知の交付された採銅権の者は受付書面を記入する

こととす

（企画課用）

租賦権の設定申請書

一 申請の区域の所在地および面積

福岡県高橋郡福岡町

面積 貳千陸百六拾四アール

二 目的とする賦物の名称

石炭

三 採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録部特

四 特定した賦床

本層群中の杉谷上二尺層

五 存続期間

設定登録の日から昭和陸拾四年一月起計地日迄

六 租賦料ならびにその支払の時期および方法

租賦料は採掘権者日鉄鉱業株式会社の日本国有鉄道南九州炭及び租賦区にかける石炭の品位を基準としたその時の販売価格の定額租額とする。

支払の時期および方法は、設定登録の日の属する月から租賦権存続期間満了の月

までの月数を以て租賦料金額を算した額を翌月五日迄に分割して支払うこと。

右の区域において、租賦権の設定を認可されたく区域（賦床面、賦床面
の説明書）理由書および契約書を添えて申請します。

昭和 陸 年 月 日

東京部中央区銀座七丁目五番地の地

租賦権者とな るうとする者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 誠

福岡県高橋郡福岡町大字牛原七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

東京部中央区銀座七丁目五番地の地

採掘権者 日鉄鉱業株式会社

右代表取締役 森 田 孝三郎

福岡県高橋郡福岡町板園六六六番地

日鉄鉱業株式会社二面炭業所

右代理人 宮 田 正 実

たまたま
あるが
ない



七松樓部 六松部 大寺寺限 二五。

町石 友 助 度

送信事務



郵便物検査印

受取人の
 住所及び氏名 海王通商社 殿

引当品名 飯塚

引当券額 100 圓

配達年月日 30年3月2日

備考

郵便局 日 押 印




第319番 55 東京郵便局

理 由 書

一、申請の区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡稲葉町

面積 式千二百六拾四アール

二、目的とする建築物の名称

石灰 炭

三、採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録部地号

四、特定した鉱床

本層群中の杉谷上二尺層

右設定申請区域は、日鉄鉱業株式会社所有の福岡県採掘権登録第一号鉱区内でその母胎の一部（別紙図示）は、共同石灰炭礦株式会社名義にて、福岡県採掘権登録第一〇号の祖炭層を設定し居り、その採掘炭層の内訳は別紙炭層柱状圖に示す如く竹谷層群及杉谷上二尺層を除く本層群全部は、祖炭第一〇号の採掘権に属し、杉谷上二尺層及六坑層群は母胎たる採掘第一号の採掘権に属してゐる現狀である。

従つて祖炭第一〇号の主要採掘炭層中の中間に在る杉谷上二尺層の一層のみは獨佔した採

掘権にある。

祖炭第一〇号は共同石灰炭礦株式会社所有の福岡県採掘権登録第二二七八号鉱区と合併地帯中にして今回杉谷二尺炭の新坑を開発するに當りその採掘目的炭層たる杉谷五尺層、杉谷下二尺層と今回の設定申請炭層たる杉谷上二尺層との層面間隔は別紙柱状圖の如く〇・四七米と若干微少の狀態である。故に本開発を利用し杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層の三炭層を杉谷二尺坑より採掘計画を樹立すれば採掘容易にして坑内外の開發に亙つて至便なり故に今回祖炭第一〇号の採掘権に属しない杉谷上二尺層のみの祖炭を設定し合併地帯を與へれば経済的に更に開發して飲料の有効利用を図り得ることと明なり。依つて祖炭の設定を申請する次第なり。

昭和 癸亥年 冬 月 廿六 日

東京府中央区銀座七丁目五番地の宅

祖炭協業とな るうとする者 共同石灰炭礦株式会社

右代表取締役 人 交 太 謹

福岡県嘉穂郡稲葉町大字牛嶺七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



東京市立
図書館
蔵

昭和四十九年四月一日
東京市立図書館蔵

探幽閣 日鉄鉱業株式会社

右代表取締役 森田 恵三郎

福岡県福岡市板橋六六番地

日鉄鉱業株式会社二階鉱業所

右代理人 吉田 正 実

貳 床 説 明

一、申請の区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡築町

面積 貳千貳百六拾四アール

二、目的とする礦物の名稱

石

炭

炭類礦物の登録番号

福岡県探査機登録第貳号

三、特定した鉱床

本層群中の杉谷上二尺層

右特定申請区域は山地丘陵地で、地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩で成層し、此の間に竹谷、本層、大焼の三炭層群を含む竹谷層群は申請区域の北部に属す。

本層群は申請区域の南部に属し、申請区域に向つて傾斜し、申請区域全部に埋没す。

大焼層群は申請区域の南部に属し、申請区域全部に埋没す。

炭層深度は竹谷、本層間は約七五米、本層、大焼層間は約二六九米である。

新層は申請区域の東部に略南北に走る一二米深上りの正炭層あり。

主要炭層は副炭層性状図に示す如く竹谷層群中の竹谷八尺上層、竹谷八尺本層と本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、岡三八尺層、新堀五尺層、土岡八尺層、南草八尺層及大焼層群中の小石三尺層、香櫛層、五尺層の各炭層である。

本申請目的炭層たる本層群中の杉谷上二尺層の炭層の走向は概ね北三十五度北東に向つて二〇度傾斜す。

炭層の厚さは山丈二八一米、炭丈七七米なり。

本申請区域は右炭層より四七米下部の杉谷下二尺層の一部及杉谷五尺層の大半は大正十四年頃日鉄細粒炭に於て採掘済にしてその採行状況より推定して本申請区域に杉谷上二尺層が存在せしことは明なり。

右炭床説明に及びます。

昭和六年 五月廿六日

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

臨炭礦者とな 共同石炭炭礦株式会社

らうとする者

右代表取締役 人 交 太 蔵

福岡県嘉穂郡築町大字牛盛町七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



於五全傳入
於五全傳入

本區係是「肉丁」區，即「豆腐池」。

東京都新宿區西番町丁目四番地

振興鐵道 日鉄鉱業株式会社

右代張取繪役 森 田 惠三郎

福岡県嘉穂郡穂波村枝国六六番地

日鉄鉱業株式会社三瀬鉱業所

右代理人 吉田正実

吉田正

爽

委任状

福岡県蒲池郡基陵町大字牛腰宅セ〇番地
明石友助

右の者を私の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

一、鉱業法第七十七条及全法施行規則第二十三条に基き、日鉄鉱業株式会社所有の福岡県蒲池郡基陵町大字牛腰宅セ〇番地内に左記の通り租鉱権設定の申請を為し、認可通知書を受領に至る迄該認可通知書受領後は登録税を納付し、登録済正を受領に至る迄の一切の行為

記

所在地 福岡県蒲池郡基陵町
面積 貳千貳百六拾四アール

特定した鉱床 本層群中の杉谷上二尺層

右代理委任の意思を表示す。

昭和三十年 五月 六日

東京都中央区銀座七丁目五番地ノ宅

租鉱権者とな
らうとする者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 人 交 太 廣



委 任 状

3/63

私は 青 田 正 興 を代理人として次の権限を委任します

1 気象法第77条及全法施行規則第23条に基き、当社所有の福岡県藤橋駅隣接ノ号敷区内に共同
石炭気採掘株式会社と下記の通り権限権設定契約を締結し、権限権設定の申請を為し認可並行に當る
迄の一切の行為

記

所在地 福岡県藤橋駅隣接ノ

面 積 13687-ル

特定した図形 本層群中の杉谷上二尺層

昭和30年3月15日

東京都千代田区九ノ内3丁目20番地1

日 鉄 炭 礦 株 式 会 社

代表取締役社長 義 田 重 三 郎



租 炭 権 設 定 契 約 書

日鉄炭業株式会社二瀬炭業所長吉田正実（以下単に甲という。）と、大同石炭炭業株式会社代表取締役社長長久太蔵（以下単に乙という。）との間において、甲所有炭区内における乙の租炭権の設定に關し、次の通り契約する。

第1条 甲はその所有に係る炭区内の一部に對し、乙が炭業法第4条の租炭権を次の通り設定することを承諾する。

- 1 炭区所在地 福岡縣藤原郡藤原町、大岡町並びに山田市内
- 2 炭区の登録番号 福岡縣藤原郡登録第1号
- 3 設定炭権の面積 部附図面表示の該号炭区中の杉谷上二尺層 2367一ル
- 4 存続期間 設定登録の日から昭和36年3月末日まで
- 5 協定可採炭量 34030屯

第2条 前条第3号の協定可採炭量に係る租炭料並びにその支払の時期及び方法については、次の通りとする。

1 租 炭 料 甲の日本固有鉄道新炭価格及び租炭区における石炭の品位を基準としたその時の販売価格の¹⁰/₁₀₀相當額とする。

2 支払の時期及び方法 設定登録の日を属する月から租炭権存続期間満了の月までの月数を以て租炭料金額を除いた額を翌月5日までに分割して支払うこと。

第3条 乙は本件租炭区の採掘に關し、予め地籍簿を甲に提示し、その承諾を得るものとする。之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租炭区の採掘により甲の現在及び将来の地籍に何らの支障を來さないう、地籍上最善の処置を講じなければならない。

前項の処置に關する甲の指示に對しては、乙は自己の負担に於いて該指示に之に違わなければならない。第5条 甲は必要により、何時でも本件租炭区における乙の地籍につき調査することができる。この場合乙は調査を以て便宜を供与し、正当な理由なくして之を拒むことはできない。

第6条 乙はこの契約に基く権利義務を第三者に譲渡若しくはその他一切の権利の目的としてはならない。第7条 この契約の履行に要する法令上の勝手はすべて乙に於いて行い、所要経費はすべて乙の負担と



する。

乙は前項の手続き完了の際は、速滞なく関係書類並
附の上甲に届出るものとする。

第8条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不
信行為がある時は、甲は何時でもこの契約を解除
することができる。この場合甲が損害を蒙った時は
甲は乙に損害賠償を請求することができる。

第9条 所轄官庁の認可に際し、条件が附された場合
又は修正命令により設定面積が多少変更された場合
は、この契約の当該部分は自動的に修正されたもの
とする。

第10条 この契約について甲の抵当権者若しくは所轄
官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消地
分その他により設定が消滅した場合は、この契約は
無効とする。

第11条 この契約に關し義務又は規定のない事項若し
くは協定の履行を困難ならしめる事象の発生した時
は、この契約の趣旨に従い、甲乙協議を以て協議し
その解決に當るものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、その1
通は所轄官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙
各自1通宛を保有しその誠実な履行を誓約する。

昭和29年12月17日

日鉄鉱業株式会社二津鉱部

甲 所長 吉田正典

共同石炭鉱業株式会社

乙 代表取締役社長 入交太藏

覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正実（以下単に甲と云う。）と、大同石炭鉱業株式会社代表取締役社長長交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和28年5月7日附採炭権設定契約（以下単に第1契約と云う。）及び昭和29年 月 日附同契約（以下単に第2契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第1条 甲は、第1契約附帯の昭和28年5月7日附覚書第1項において、乙の採炭権を第10号採炭区のうち実際の施業区域をその添附図面表示の通り制限し、乙はこれに異議なく同意したところであるが、この覚書締結の日以降、この覚書添附図面表示の炭層については、表示の通りその一部を削除する。

前項に伴い前記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添附図面表示以外の炭層についてはなお前記覚書は有効に存続するものとする。

第1項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名		可採炭量 噸
杉 谷	下二尺層	22050
	五尺層	0

第2条 第1契約による甲の採炭権設定承諾炭層のうち竹炭炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみのところ、上層が本層に附加登録せられ乙の採炭権に帰属して居ることが判明したが、甲は附帯の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に伴う竹炭上層の採炭面積及び可採炭量は次の通りとする。

採炭面積	5633アール（170800坪）
可採炭量	12032 噸

第3条 甲は前2条による乙の炭行区域の増大の外に第2契約により杉谷上二尺層についても採炭権設定を承諾したところであるが、この契約については所轄官庁に対する設定手続並びに従来の甲乙間の採炭権に関する諸契約に規定された事項との調整その他契約技術上の便宜を考慮し規定したことは甲乙双方の認めるところであり、甲乙両当事者間においては第2契約中一部を次の通り少々脱替え、若くは追加し相互にこれに拘束されることを確認する。

- 1 第1条第4号中「設定登録の日」を「この契約の日」に
- 2 第2条を「附帯」に
- 3 第12条として次のように加える

第12条 採炭権存続期間中は勿論、採炭権消滅

後と雖も鉱管発生の場合は、乙は単独
でその賠償義務を負うものとする。
但し甲の責に帰すべき鉱管の賠償につ
いてはこの限りでない。

第 4 条 甲及び乙は前 3 条による乙の増加可採炭量を
71000 屯に協定する。

前項の炭量に係る租鉱料並びにその支払の時期及
び方法については甲乙間の昭和 27 年 8 月 1 日附租
鉱料に関する覚書第 1 条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の諸契約のうち租鉱料に関する
条項につきその一部を次の通り改正する。

(イ) 昭和 28 年 1 月 25 日附租鉱料存続期間延長
に関する契約書第 2 条を「第 2 条 削除」に改め
る。

(ロ) 昭和 27 年 8 月 1 日附租鉱料に関する覚書第 1
条第 2 項として次の通り加える。

昭和 28 年 1 月分以降の租鉱料については、前
項中「280 屯」、「560 屯」及び「700 屯」
とあるを、1 月分は「300 屯」、「700 屯」
及び「500 屯」に、2 月分及び 3 月分は「45
0 屯」、「1050 屯」及び「0 屯」にそれぞれ改
える。

(ハ) 前号の覚書第 2 条中「176569」とあるを
「283569 屯」に改める。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自 1 通
宛を保有しその誠實な履行を締約する。

昭和 27 年 12 月 7 日

日鉄鉱業株式会社二階鉱務所

甲 所 長 吉 田 正 実

大同石炭鉱業株式会社

乙 代表取締役社長 入 交 太 朗

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

登記簿子本 珍
一紙業成圖、表本

梅岡法務局 飯塚支局

法務事務官

角本和彦

此簿本八家... 昭和廿四年四月廿日



承 諾 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として抵当権を設定している
福岡地方裁判所債権支局登記第 / 〇号抵当財団の組成物件であ
る福岡県探鉱権登録第 / 号鉱区に共同石炭鉄鉱業株式会社が下記
の通り担保権を設定することを承諾する。

記

1 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の 2344 アール

2 設定地層

杉谷上二尺層

3 存続期間

設定登録の日から昭和 24 年 3 月 31 日まで

昭和 30 年 / 月 / 日

東京都千代田区丸ノ内 / 丁目 8 番地 /

日本 開 発 銀 行

総 裁 小 村 中

共同石炭鑛業株式会社日吉炭鑛租鑛權設定關係圖

縮尺 五千分之二

炭層柱狀圖

編入五十分之一

[illegible]



承 諾 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として抵当権を設定している
福岡地方裁判所債権支局登記第10号鉱業財団の組成物件であ
る福岡県探鉱権登録第1号鉱区に共同石炭鉄鉱業株式会社が下記
の通り抵当権を設定することを承諾する。

記

1 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の1356平方メートル

2 設定炭層

杉谷上二尺層

3 存続期間

設定登録の日から昭和34年3月31日まで

昭和30年1月1日

東京都千代田区丸ノ内ノ丁目1番地1

株式会社 日本興業銀行

取締役 栗 田 北 一

登録税納付書

一合虎千貳百圓也

届通出。年第三四號 昭和參拾年參月貳拾日出願

福岡縣探掘權登録第貳號

福岡縣嘉穂郡新築所

粗糖權設定願

右出願に關し別紙通り許可決定。旨通知ありき。た。り。

右通知書(圖面添付。き。)粗糖登録税納付致し。き。

昭和參拾年八月貳拾五日

東京都中央區銀座七丁目五番地。虎

申請人

共同石灰礦業株式會社

右代表取締役

入交 太藏

福岡縣嘉穂郡嘉穂町大字牛隈七五。番地

右代理人

明石 友助

福岡通商産業局長

佐久 洋殿

昭和三十年七月十一日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

申請人 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

福岡県嘉那郡嘉那町大字牛隈町、七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡通商産業局長

佐 久 洋 殿

租債施設定額借設計書提出の件

昭和三十年三月二十日福岡出三〇年第三四号を以て申請したる租債施設の敷定申請に必要な租債設計書別紙の添付提出致します。

根柢部想定断面設計表

一、甲 部 八

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 朗

三原鉱山名

日鉄鉱業株式会社 二瀬鉱業所 昭和製鉄

三原鉱山の月産

四地質の狀態

甲部区域は山丘地であり地質は第三紀夾層層で頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より成立し、竹谷、本層、大焼の三層層群が賦存する竹谷層群は三層層で区域の北東部に露頭し一部分に賦存す。本層群は七層層で南西部に露頭し金区域に賦存する。大焼層群は五層層で本層群との間約二六九米の間隔で金区域に

賦存する。

新層は区域の東南を南北に延びる厚上一二米の新層がある

五主要な鉱床の位置、走向、傾斜、及び厚さ

今度の根柢部想定区域は昭和二十四年八月二十二日付を以て根柢部想定をなしたる竹谷八尺上層、々本層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、幅型五尺層、土間八尺層、御形八尺層の七層層であつたが杉谷下二尺層が除外されていたので此處新たに杉谷上二尺層の根柢部想定を追加をなすもので走向は五〇度、傾斜は二〇度の傾斜で金区域に亘つて賦存し山丈三八一米、山丈四七七米である。

六古洞の位置

根柢部想定区域の目的炭層杉谷上二尺層は新鉱床で古洞は無いがその下部四七米の杉谷下二尺層の一部及杉谷五尺層の大半は大正十四年頃日鉄礦業株式に於て探査済である（別紙「探査内閣図」が残炭柱がある予定なり）。



七 堀線断面及び可採断面

断面名	深さ	比高	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積	断面積
断面一	2.00	4.3	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75
断面二	2.00	4.3	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75

八 一年間に於ける予定出掘量

一 九〇〇 畝 (杉谷二尺坑よりの出掘高)

九 採掘方法

昭和三十年一月二十二日付二九福道炭礦部四八一号を以て認可を受けたる杉谷二尺坑の本跡、排気部及び片側一杉谷下二尺層沿掘坑道一を利用して昇柱房式又は炭柱式方法により採掘する。

十 地表物件の有無

地表には重要法第六十四条による地表物件はないその殆んどは原野、山林であり一部に炭鉱事務所の建物及貯炭物並に辻炭鉱の坑外主要通路があるがこれについては鉱害予防にその対策を記

載する。

尚地上権は炭鉱事務所の所有地、借用地である。

十一 鉱害予防関係

一 鉱害予防に關する採掘上の処置

坑外物件として炭鉱所有の水沈池及び他に建築物があるが之に對しては境界角五〇度の区域内を保護炭柱とし杉谷二尺坑の若山時に炭柱引採掘を実施する、又辻炭鉱坑外主要通路に對しては境界角五〇度の区域を指定し採掘に必要な坑道のみを止め辻炭鉱の巻揚機が不用となりたる後に該区域の採掘を実施する。

二 炭鉱部場の位置地帯に定章並びに従ふ防止方法

該炭鉱の一部は坑内採掘跡に充填処置するが他の捨石は現在の海軍八尺坑の便通路が利用出来るので巻揚機で巻上げ炭車で運搬し横打に捨置する。

該便通路は別紙断面の如く山地の各間を利用し之を水平に掘立ていくように捨置してゐる。

尚地帯、崩落等に依る保安上の問題は起らないも若しその要の



海八硬抽換の概況次表の如し

9/30 ²	1/5	3.2	20	1200	手帳型	3.2	箱	箱	箱
製造国	英	3年保証	1足	子安丸物材料	27/1	有	箱	箱	箱
製造場所	英倫の首都大都会 製造場所の確保が あって 工業の最良の材料として 製造の 国の一 種として 1700箱								

坑内水は現在掘行中の杉谷二尺坑に於て平時は殆んど出水なく

降雨の際に下部谷間に流入している現状であるが、留水水位に達した時は排水ポンプを設置し、追水をす此の時は堤外に設置してあるコンタリット取りの箇八坂貯水槽に入れ、それよりオ田邊農機の水洗水として使用の為送る、尚降雨期に於いては排水ポンプの増設を行い排水設備を強化する、水洗水の放流については、8式貯遊遊堤機（二台）により、散水を回収すると共に沈殿槽を作り、排水の上排水専用のコンタリット戸欄でオ田川に流入せし

十三、被害賠償に對する賠償

なじ ●

被害者想物件の賠償の方針

諒解済であるから被害に関する謝罪は勝かゝも起らない。

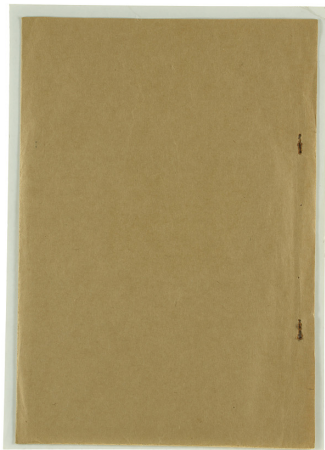
なし。

接収区との調整

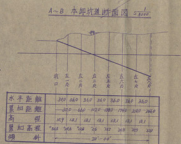
240

機業上の調製事項はない。
十回其の他
なし。





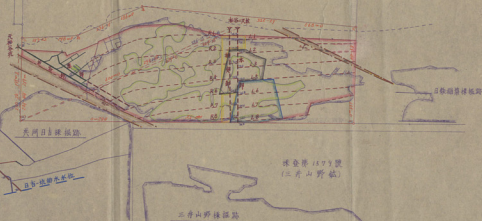
坑內圖 (採掘計畫圖) (古洞關係) 縮尺五十分之一



採金第1275號
(大同日吉坑)

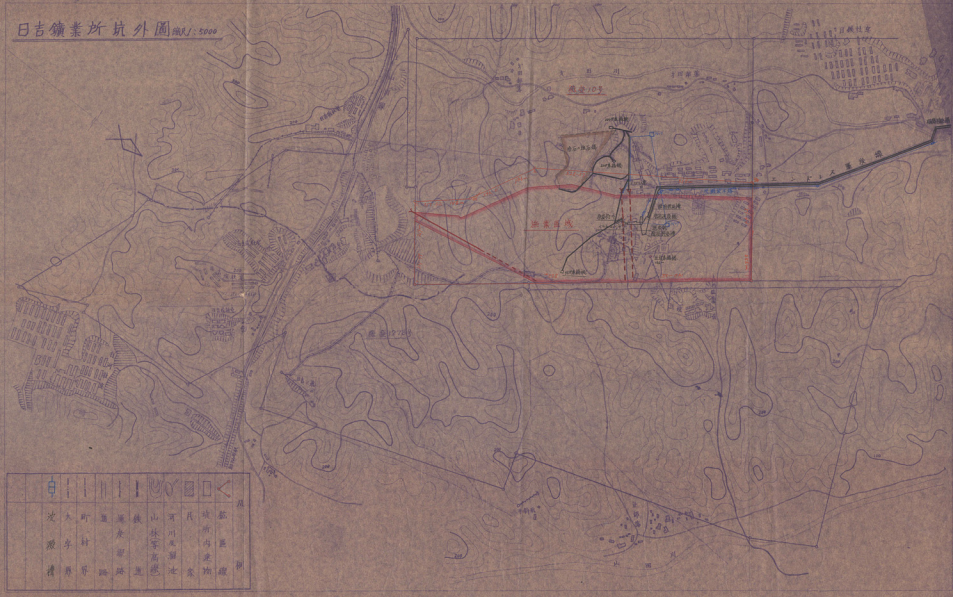
採金第10號
(大同日吉坑)

採金第1號
(日吉坑)



九	劍	紅線五線	妙合五層線線線	妙合五層線線線	無炭炭炭	善善善善善善善	斷善善善	間善善善	村合五五層線線	妙合下下層線線	露頭線	岩岩岩岩

日吉鎮業所坑外圖 縮尺 1:5000

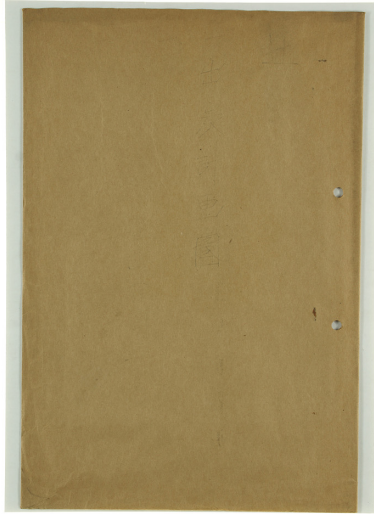


福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭鑛
業株式會社

日吉鑛業所

電話
（稻築）
大隈 一四一〇番



昭和三十年七月十一日

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

申請人 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役人 交 太 郎

共同炭礦部並に同大宇牛炭礦、七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡通商産業局長

佐 久 洋 殿

租税増徴設定設備設計書提出の件

昭和三十年三月二十日福通出三〇年第三四号を以て申請したる租税増
の設定申請に必要な設備設計書別紙の通り提出致します。

根柢施設整備計画書

一、申 請 人

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

共同石炭 根柢株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

二、原 鉱 山 名

日鉄根柢株式会社 二瀬根柢所 根柢施設

三、原 鉱 山 の 月 産

四、地 質 の 状 態

申請区域は山丘地にて地質は第三紀英層層で頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より成立し、竹谷、本層、大崎の三層層群が賦存する竹谷層群は三層層で区域の北東部に露出し一部分は賦存す。本層群は七層層で南西部に露出し金区域に賦存す。大崎層群は五層層で本層群との境界約二六九米の距離で金区域に

賦存する。

断層は区域の東端を南北に延びる断層上二米の断層がある

五、主要な鉱床の位置、走向、傾斜、及び厚さ

今度の根柢施設区域は昭和二十四年八月二十二日付を以て根柢施設定をなしたる竹谷八尺上層、々本層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、堀部五尺層、土間八尺層、御岸八尺層の七層層であつたが杉谷下二尺層が除外されていたので此度新たに杉谷上二尺層の根柢施設定の追加をなすもので走向は五〇度又は二〇度の傾斜で金区域に亘つて賦存し山丈三八一米厚さ四七米である。

六、古 洞 の 位 置

根柢施設区域の目的層層杉谷上二尺層は新鉱床で古洞は無いがその下四七四七米の杉谷下二尺層の一部及杉谷五尺層の大半は大正十四年頃日鉄根柢所に於て採掘済である（別紙坑内関係図）が残炭柱がある予定なり。

十、測量結果及び可採地盤

測量年次	測量日	測量時間	測量地点	測量結果	測量結果	測量結果	測量結果	測量結果	測量結果
明治三十二年	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月
測量年次	測量日	測量時間	測量地点	測量結果	測量結果	測量結果	測量結果	測量結果	測量結果
明治三十二年	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月

八一年間に於ける予定面積

一、五〇〇〇畝（杉谷二尺坑よりの出屋高）

九、採掘方法

昭和三十年一月二十二日付二九福通炭礦部第一八号を以て認可を受けた杉谷二尺坑の平削、排灰部及び片栗（杉谷下二尺層）層（坑道）を利用して昇柱層式又は昇柱式方法により採掘する。

七、地盤物件の有無

地盤には鉱業法第六十四条による地盤物件はないその殆んどは原野、山林であり一部に炭礦部所屬の建物及機械物並に建設中の坑外主要港場があるがこれについては被害予防にその対策を要

取する。

同地上面は炭礦部所屬の所有地、借用地である。

十一、被害予防関係

(イ) 被害予防に關する採掘上の措置

坑外物件として炭礦部所有の水沈機及び他に障害物があるが之に對しては境界角五〇度の区域内を保護線とし杉谷二尺坑の崩山時に旋柱列採掘を実施する、又建設中坑外主要港場に對しては境界角五〇度の区域を指定し採掘に必要な坑道のみに止め建設中の港場が不用となりたる際に該区域の採掘を実施する。

(ロ) 崩落等の位置地盤予定並に流土防止方法

該坑の一部は坑内採掘時に坑場陥没するが他の土石は現在の藩軍八尺坑の採掘場が利用出来るので普通機で巻上げ炭車で運搬し横打に採掘する。

該坑場は別紙図面の如く山地の谷間を利用し之を水平に掘立ていくように採掘してゐる。

同地滑、崩落等に依る保安上の問題は起らないも若しその憂の

ある時は土留、石垣等の工事をなす。

[illegible]

(2) 坑内排水量及洗鉱汚水放出量並にこれ等についての鉱害予防措置

統内水は露を導行中の杉管二尺径に於て平時は殆んど出水なく、
 降雨の際は下部古洞に流入してゐる現状であるが留水位に達し
 たる時は排水ポンプを設置し道水をす此の時は統外に設置して
 あるコンタリト造りの舊八坂貯水槽に入れそより才田港周
 縁の水流水として使用の爲に、向降雨期に於ては排水ポン
 プの増設を行ひ排水設備を強化する水流水の放流については
 日式排水道風機（二台）により微湯を回収すると共に沈澱槽を
 作り排水の上排水専用のコンタリト戸櫃で才田川に流入せし

ある。

十二、被害賠償に對する態度

の法定供託金以外の賠償積立金の方法及び出払当りの積立金額

なじ。

(2) 被害者に対する物件の賠償の方針

前述の如く申請区域の地上権は当飯梨所の所有地及び借用地で、
該解決であるから被害に關する紛議は聊かも起らない。

(2) 地元との被害賠償に関する協定

なし。

十三、隣接地区との調整

本申請区はその目的炭層たる本層群中の杉登上二尺層を除く竹谷原層及び本層群は道社名義にて福岡県紙炭産第一〇号の採掘権を設定し該紙炭産は同炭区の道社所有の福岡県紙炭産を福岡第二七八号炭区合併採掘中であるから該炭上の問題は生じ

又日鉄鋼築造の進行度、大焼屋頂とは層間三五〇米に及ぶため

繰繰上の繰繰事項はない。
十其の他
なし。



委 任 状

3162

私は 青 田 正 興 を代理人として次の権限を委任します

- 1 千葉県第77条及全法施行規則第33条に基づき、同社所有の福岡県那珂郡那珂町ノ号紙区内に共同
石炭炭酸株式会社と下記の通り租税協定契約を締結し、租税協定の申請を為し認可登簿に關する
迄の一切の行為

記

所在地 福岡県那珂郡那珂町

面積 336平方メートル

特定した面積 本面積中の砂倉上二尺層

昭和30年3月15日

東京市千代田区丸ノ内2丁目30番地1

日 鉄 炭 酸 株 式 会 社

代表取締役社長 青 田 正 三 郎



承 諾 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として仮当座を設定している
福岡地方裁判所假当座登記第10号鉄業対因の組成物件である
福岡県控当座登録第1号鉄業に共同石炭鉄業株式会社が下記
の通り假当座を設定することを承諾する。

記

1. 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の2364アール

2. 設定現層

杉谷上二尺層

3. 存続期間

設定登録の日から昭和34年3月31日まで

昭和30年1月4日

東京都千代田区丸の内1丁目8番地1

株式会社 日本興業銀行

取締役 川 北 禎 一





承 諾 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として返当権を設定している
福岡地方裁判所債権文庫登記第10号鉱業財団の組成物件であ
る福岡県探鉱権登録第1号鉱区に共同石炭鉄鉱業株式会社が下記
の通り返当権を設定することを承諾する。

記

1. 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の1316平方メートル

2. 設定地層

杉谷上二尺層

3. 存続期間

設定登録の日から昭和24年3月31日まで

昭和20年1月1日

東京都千代田区丸の内1丁目8番地1

日本興業銀行

総 裁 小 村 中





承 諾 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として抵当権を設定している
福岡地方裁判所民事部第10号仮差押えの担保物件であ
る福岡県担保権登録第1号武区に共同石炭鉱業株式会社が下記
の通り担保権を設定することを承諾する。

記

1 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の2364アール

2 設定場所

杉谷上二尺層

3 存続期間

設定登録の日から昭和24年3月31日まで

昭和30年1月1日

東京都千代田区丸の内1丁目8番地1

日本興業銀行

総 裁 小 村 中



承 簡 書

日銀証券株式会社が債務の担保として抵当権を設定している
福岡地方裁判所民事部第10号抵当附置の組成物件であ
る福岡県控訴審記録第1号執行に共同石炭証券株式会社が下記
の通り抵当権を設定することを承諾する。

記

1. 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の236平方メートル

2. 設定期間

杉谷上二尺層

3. 存続期間

設定登録の日から昭和30年3月31日まで

昭和30年1月1日

東京都千代田区丸の内1丁目8番地1

株式会社 日本興業銀行

取締役 堀 川 北 一

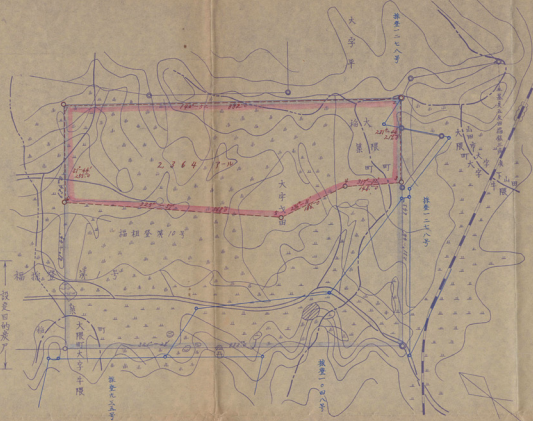
共同石炭鑛業株式会社日吉炭鑛租鑛權設定關係圖

縮尺 五千分之二

痰層柱狀圖

縮尺五十分之一

床名	床 高 2m	柱 状	窓 高 2m	床 高 2m
10 臥上	0.00 0.01 0.02 0.03		0.00 0.01 0.02 0.03	
11 臥上	0.04		0.04	0.00
12 臥上	0.05		0.05	0.01
13 臥上	0.06		0.06	0.02
14 臥上	0.07		0.07	0.03
15 臥上	0.08		0.08	0.04
16 臥上	0.09		0.09	0.05
17 臥上	0.10		0.10	0.06
18 臥上	0.11		0.11	0.07
19 臥上	0.12		0.12	0.08
20 臥上	0.13		0.13	0.09
21 臥上	0.14		0.14	0.10
22 臥上	0.15		0.15	0.11
23 臥上	0.16		0.16	0.12
24 臥上	0.17		0.17	0.13
25 臥上	0.18		0.18	0.14
26 臥上	0.19		0.19	0.15
27 臥上	0.20		0.20	0.16
28 臥上	0.21		0.21	0.17
29 臥上	0.22		0.22	0.18
30 臥上	0.23		0.23	0.19
31 臥上	0.24		0.24	0.20
32 臥上	0.25		0.25	0.21
33 臥上	0.26		0.26	0.22
34 臥上	0.27		0.27	0.23
35 臥上	0.28		0.28	0.24
36 臥上	0.29		0.29	0.25
37 臥上	0.30		0.30	0.26
38 臥上	0.31		0.31	0.27
39 臥上	0.32		0.32	0.28
40 臥上	0.33		0.33	0.29
41 臥上	0.34		0.34	0.30
42 臥上	0.35		0.35	0.31
43 臥上	0.36		0.36	0.32
44 臥上	0.37		0.37	0.33
45 臥上	0.38		0.38	0.34
46 臥上	0.39		0.39	0.35
47 臥上	0.40		0.40	0.36
48 臥上	0.41		0.41	0.37
49 臥上	0.42		0.42	0.38
50 臥上	0.43		0.43	0.39
51 臥上	0.44		0.44	0.40
52 臥上	0.45		0.45	0.41
53 臥上	0.46		0.46	0.42
54 臥上	0.47		0.47	0.43
55 臥上	0.48		0.48	0.44
56 臥上	0.49		0.49	0.45
57 臥上	0.50		0.50	0.46
58 臥上	0.51		0.51	0.47
59 臥上	0.52		0.52	0.48
60 臥上	0.53		0.53	0.49
61 臥上	0.54		0.54	0.50
62 臥上	0.55		0.55	0.51
63 臥上	0.56		0.56	0.52
64 臥上	0.57		0.57	0.53
65 臥上	0.58		0.58	0.54
66 臥上	0.59		0.59	0.55
67 臥上	0.60		0.60	0.56
68 臥上	0.61		0.61	0.57
69 臥上	0.62		0.62	0.58
70 臥上	0.63		0.63	0.59
71 臥上	0.64		0.64	0.60
72 臥上	0.65		0.65	0.61
73 臥上	0.66		0.66	0.62
74 臥上	0.67		0.67	0.63
75 臥上	0.68		0.68	0.64
76 臥上	0.69		0.69	0.65
77 臥上	0.70		0.70	0.66
78 臥上	0.71		0.71	0.67
79 臥上	0.72		0.72	0.68
80 臥上	0.73		0.73	0.69
81 臥上	0.74		0.74	0.70
82 臥上	0.75		0.75	0.71
83 臥上	0.76		0.76	0.72
84 臥上	0.77		0.77	0.73
85 臥上	0.78		0.78	0.74
86 臥上	0.79		0.79	0.75
87 臥上	0.80		0.80	0.76
88 臥上	0.81		0.81	0.77
89 臥上	0.82		0.82	0.78
90 臥上	0.83		0.83	0.79
91 臥上	0.84		0.84	0.80
92 臥上	0.85		0.85	0.81
93 臥上	0.86		0.86	0.82
94 臥上	0.87		0.87	0.8



- 現設定區域(右各上ニスルノ陸ヲ竹藪ナリト海平八尺ノ深ニシテ之ヲ作ル)
- ◎ 新設定区域(右各上ニスルノ陸ヲ竹藪ナリト海平八尺ノ深ニシテ之ヲ作ル)
- △ 新設相繼區線
- ▽ 林區線
- < 溝渠區線





租 賃 権 設 定 契 約 書

日鉄製鋼株式会社二階製鋼所長吉田正興（以下甲に
甲という。）と、共同石炭製鋼株式会社代表取締役社
長入交太蔵（以下甲に乙と云う。）との間において、
甲所有敷区内における乙の租賃権の設定に關し次の通
り契約する。

第1条 甲はその所有に依る敷区内の一部に對し、乙
が賃借法第4条の租賃権を次の通り設定することを
承諾する。

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 敷区所在地 | 福岡県福岡市博多町、大濠町並びに山田市
地内 |
| 2 敷区の登録番号 | 福岡県庁登録簿第1号 |
| 3 設定面積及び面積 | 福岡県測量所の敷号敷区中の杉谷上二尺層
23457-ル |
| 4 存続期間 | 設定登録の日から昭和34年3月末日まで |
| 5 協定可採炭量 | 26050吨 |

第2条 前条第3号の協定可採炭量に依る租賃料並び
にその支払の時期及方法については次の通りとする

- | | |
|-----------------|---|
| 1 租 賃 料 | 甲の日本国有鉄道新炭供給及び租賃区にか
ける石炭の品位を基準としたその時の最良
価格の $\frac{1}{100}$ 相当額とする。 |
| 2 支払の時期及び方
法 | 設定登録の日から租賃権存続期
間満了の月までの月収を以て租賃料金額を
除した額を翌月5日までに分割して支払う |

こと。

第3条 乙は本件租賃区の振替に關し、予め地租案を
甲に提示し、その承諾を得るものとする。

之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租賃区の振替により甲の現在及び將
来の振替に何らの支障を来さないよう振替上最善の
処置を講じなければならない。

前項の処置に關する甲の指示に對しては、乙は自己
の負担に關して無異に之に應ずるなければならない。

第5条 甲は必要により、何時でも本件租賃区にかけ
る乙の振替につき調査することができる。

この場合乙は調査を以て便宜を供与し、正當な理由
なくして之を拒むことはできない。

第6条 租賃権設定期間中は勿論、租賃権消滅後と雖
も炭資発生の場合は、乙は早速でその賠償の義務を
負うものとする。

但し甲の責に於すべき炭資の賠償についてはこの
限りでない。

第7条 乙はこの契約に基く權利義務を第三者に譲渡
若しくはその他一切の權利の目的としてはならない。

第8条 この契約の履行に要する法令上の諸手續はす
べて乙において行い、所要経費はすべて乙の負担と
する。

乙は前項の手續完了の際、遅滞なく関係書類振替
の上甲に届出るものとする。

第9条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不
履行があつた時は、甲は何時でもこの契約を解除
することができる。

この場合甲が損害を蒙つた時は甲は乙に損害賠償を
請求することができる。

前項の解除後においても、乙はなお第4条の責を
免れることはできない。

第10条 所請官庁の認可に際し、条件が附された場合
又は修正命令により設定面積が多少変更された場合
は、この契約の当該部分は自動的に修正されたもの
とする。

第11条 この契約について甲の催告無答若しくは所請
官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消處
分その他により設定が消滅した場合は、この契約は
無効とする。

第12条 この契約に關し疑義又は規定のない事項若し
くは設定の履行を困難ならしめる事態の発生した時
は、この契約の趣旨に従い、甲乙誠意を以て協議し
その解決に當るものとする。

上記契約締結の証として本書3通を作成、その1通
は所請官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙各
自1通宛を保有しその誠実な履行を確約する。

昭和37年12月17日

日鉄鉱業株式会社二階鉱務所

甲

所 長 青 田 正 興

共利石炭鉱業株式会社

乙

代表取締役社長 入 交 太 朗



覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正興（以下単に甲と云う。）と、共同石灰炭業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和二十五年五月九日附石灰炭協定契約（以下単に第1契約と云う。）及び昭和二十六年 月 日附同契約（以下単に第2契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第1条 甲は、第1契約附帯の昭和二十五年五月九日附覚書第1項において、乙の瀬底第10号石灰炭区域のうち實際の産炭区域をその添付図面表示の通り制限し、乙はこれに異議をく同定したところであるが、この覚書締結の日以降、この覚書添付図面表示の炭層については、表示の通りその一部を解除する。

前項に伴い新記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添付図面表示以外の炭層についてはなお新記覚書は有効に存続するものとする。

第1項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名		可採炭量
杉谷	下二尺層	22050
炭層	五尺層	0

第2条 第1契約による甲の石灰炭協定承諾炭層のうち竹藪炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみどころ、上層が本層に附加登録せられ乙の石灰炭に帰属して居ることが判明したが、甲は前記の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に伴う竹藪上層の採掘面積及び可採炭量は次の通りとする。

採掘面積	3433アール(170400坪)
可採炭量	12032吨

第3条 甲は前2条による乙の採行区域の増大の外に第1契約により杉谷上二尺層についても石灰炭協定を承諾したところであるが、この契約については所轄官庁に対する設定手続並びに従来の甲乙間の石灰炭に関する諸契約に策定された事項との調整その他契約技術上の便宜を考慮し策定したことは甲乙双方の認めるところであり、甲乙両当事者間においては第1契約の一部を次の通り変更し、相互にこれに拘束されることを認める。

1 第1条第4号中「設定登録の日」を「この契約の日」に。

2 第2条を「削除」に。

3 第4条全文を次の通り。

第4条 本件石灰炭協定の採掘による炭業経営その



他の事故については、甲乙間の昭和28年5月
7日附契約第2条の規定を準用する。

第2条 甲及び乙は前2条による乙の増加可採炭量を
71000屯に協定する。

前項の炭量に係る租炭料並びにその支払の時期及
び方法については甲乙間の昭和27年8月7日附租
炭料に関する覚書第1条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の附契約のうち租炭料に関する
条項につきその一部を次の通り改正する。

(1)昭和28年1月25日附租炭相付期間延長に
関する契約書第2条を「第2条 前項」に改める
(昭和27年8月7日附租炭料に関する覚書第1条
第2項として次の通り加える。

昭和28年1月分以降の租炭料については、前
項中「240屯」、「560屯」及び「700屯」
とあるを、1月分は「300屯」、「700屯」
及び「500屯」に、2月分及び3月分は「450屯」
「1030屯」及び「0屯」に夫々改書える。

(2)前号の覚書第2条中「174569屯」とあるを
「242569屯」に改める。

上記協定の証として本書2通を作成、甲乙各自1通
を保有しその協定を履行を締約する。

昭和29年12月17日

日鉄鉱業株式会社二郡炭所

甲 所 長 吉 岡 正 興

大同石炭鉱業株式会社

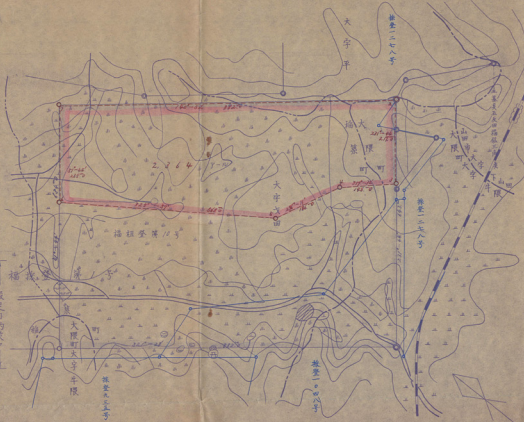
乙 代表取締役社長 入 安 太 朗

共同石炭鑛業株式会社日吉炭鑛租鑛權設定關係圖

縮尺 五千分之一

炭層柱狀図

縮尺五十分一

[illegible]

設定の炭素

- 現設直道線 (約土上2尺2寸竹藪上1寸海軍8尺1寸 4.622 フール)
○ 新設直道線 (約土上2尺 2.864 フール)
○ 新設稻藪區線
○ 休區線
○ 商飲區線

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大隈一一番

出願手續上
關係書類

福岡縣嘉穂郡稻築町才田

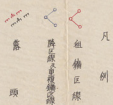
共同石炭鑛
業株式會社

日吉鑛業所

電話
大稻築
限一四
一〇番

炭層柱狀圖

凡	例
	澄青炭
	燐石
	煮煙炭
	炭質頁岩
	砂岩
	頁岩
	砂質頁岩



縮尺五千分之一



組鑛區區域圖 繪又主介一

福岡縣嘉穂郡稲築町

大字才田 石炭田畑山形 原野東北端

・赤生

公 縣公一郡大隈町

大字牛隈 民地田山耕原野東北

面積五子六百三十三ア儿

石炭

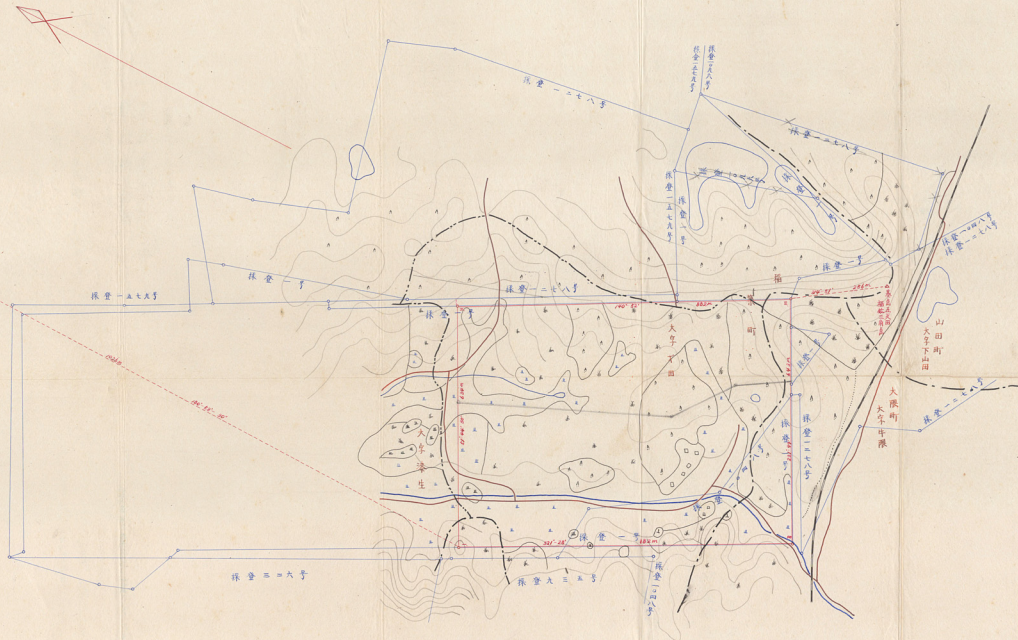
東京郡田中區殿屋七百五番地一

組鑛権者 共同石炭鑛業株式會社

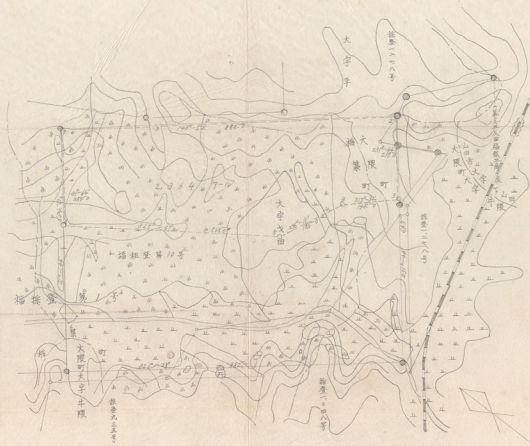
右公家神役 入交 太藏

福岡縣嘉穂郡大隈町字才田一主產地

右代埋人 明石友助



例
 組鑛區
 縣界
 町界
 大字界
 田界
 山林界
 地界
 民地界
 官地界



日

鉄

との

鉦

区

関

係

炭

量

関

係

福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭鑛
業株式會社

日吉鑛業所

電話 一稻築
限一四〇番